

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第9条の3の規定により、指定公金事務取扱者を指定し、また財務規程第44条の2の規定により、指定公金事務取扱者を公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので告示する。

令和8年7月3日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び名称
東京都中央区日本橋3丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで